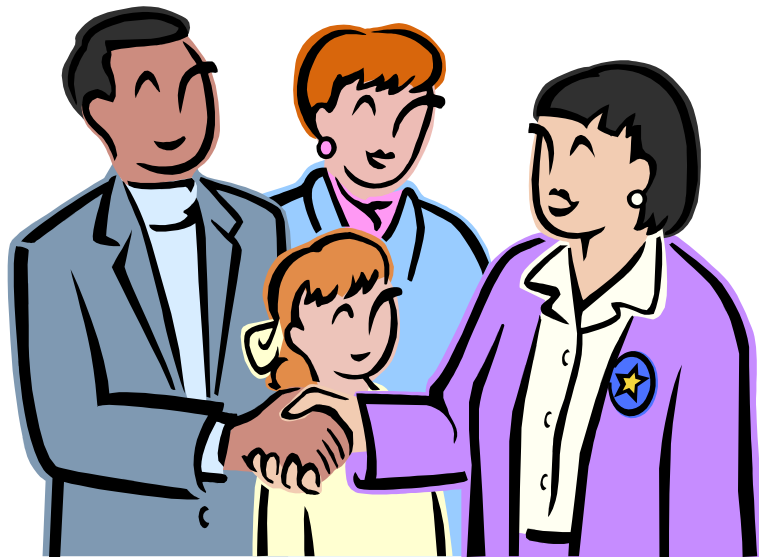


武蔵村山市協働事業提案制度 令和4年度実施事業審査報告書



令和4年3月

武蔵村山市市民協働推進会議

はじめに

武蔵村山市では、協働のまちづくりを進めるため、平成 17 年度に『武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針』を策定し、協働の基本的な考え方や方向性が示されました。そして、平成 18 年度には協働事業を進めるための手引として『武蔵村山市市民協働推進マニュアルーパートナーシップのまちづくりをめざしてー』が策定されました。

指針に掲げる市民協働の基本的考え方を具体的に実現するための第一歩として、平成 20 年度に「武蔵村山市市民協働まちづくり研究会」を設置し、その成果を『武蔵村山市市民協働まちづくり研究会報告書』にまとめ、研究会で抽出した諸課題を具体的に検討するために平成 21 年度に「武蔵村山市市民協働推進会議」が設置されました。

この「協働事業提案制度」は、平成 22 年 3 月の市民協働推進会議からの報告を受け、武蔵村山市で事業の実施に向けた検討を行い、平成 23 年度に創設された制度です。この制度により平成 23 年度から令和元年度までの間に、延べ 34 事業が協働事業として採択され、それぞれその翌年度に事業が実施されています。ただし、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症により、令和元年度に採択された事業を中止し、令和 3 年度に実施しています。

これまで、「公共」に関わる多くの領域については、行政がその必要性を判断し事業を行うという手法が基本的に踏襲されてきました。しかし、社会情勢の変化に伴い住民ニーズが多様化し、複雑化した地域課題を解決するためには、市民と行政が協力し合う「協働のまちづくり」の視点が不可欠です。

「協働事業提案制度」は、このような考えに基づき、地域の市民活動団体の専門性や柔軟性をいかした提案を基に、提案団体と市が協働して地域の課題、社会的課題の解決に取り組むものです。

地域における様々な課題の中には、市民や地域で活動されている団体だからこそ見えてくるものもあると同時に、行政だけでは対応が困難な場合もあります。市政への市民参加を促進し市民による地域の課題、社会的課題の解決につなげ、暮らしやすい武蔵村山市の実現のために、この「協働事業提案制度」が、これからも重要な役割を果たしていくものと考えます。

令和 4 年 3 月

武蔵村山市市民協働推進会議

目 次

はじめに

1	協働事業提案制度の目的と概要	1
2	選考に至る経過	1
3	審査基準	3
4	令和4年度実施事業の募集内容	4
5	令和4年度実施事業の審査結果及び理由	6
6	令和4年度実施事業内容	9
(1)	中高生ダンスイベント JOYINTO (ジョイント)	10
	提案団体：LDIT シンジケート		
	市担当課：なし		
(2)	子どもたちのココロとカラダの育成事業	
	提案団体：あそびりぼ一場！		
	市担当課：なし		
(3)	ママトコフェスティバル～孤育てから心育てに～	
	提案団体：ママトコ		
	市担当課：なし		
(4)	むさむら ゴミ減大作戦	
	提案団体：MSP 村山サポートプロジェクト		
	市担当課：ごみ対策課 ごみ対策係		
(5)	国際Fesと文化交流	
	提案団体：地球や		
	市担当課：協働推進課 協働推進係		

資料編

.....

資料 1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱

資料 2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿

資料 3 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

資料 4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

1 協働事業提案制度の目的と概要

平成23年度に創設された「武蔵村山市協働事業提案制度」は、市民活動団体（武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他自主的に社会貢献活動(当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る)を行う団体)の専門性や柔軟性等をいかした事業の提案を募集することにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目指す制度です。

本制度の実施要綱に基づき、「協働型事業部門」(事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図り市と協働して行う)と「団体育成型部門」(将来の協働型事業の実施を目指す市民活動団体の育成を目的とする)の2つの区分に加え、令和4年度実施事業より「行政テーマ型事業」を新設し、計3つの区分に分けて事業提案を募集しました。

「協働型事業部門」は、事業を発展させていくことを前提に3年計画で事業を企画・提案し、1事業当たり1年目は80万円、2年目は70万円、3年目は60万円を上限として補助金を交付します。また、「団体育成型部門」は1事業当たり対象となる経費の25万円を限度として補助金を交付します。

提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付され、市の関係する所管課と連携を図りながら事業を実施することになります。

なお、補助金の交付を受けた市民活動団体は、事業実施年度の翌年度に事業の評価を受けることになります。

2 選考に至る経過

令和4年度実施事業の選考過程は以下のとおりです。

●武蔵村山市協働事業提案制度令和4年度実施事業募集の周知

- ・市のホームページに掲載(6月1日から)
- ・市内公共施設に募集要項及び募集チラシの設置
市政情報コーナー/緑が丘出張所/情報館えのき/市民総合センター
緑が丘ふれあいセンター/ボランティア・市民活動センター/各地区会館(5か所)



●提案の募集

- ・募集期間 令和3年6月1日(火)から7月21日(水)まで
- ・提案件数 5件



●市民協働推進会議の開催

・提案事業の採択の適否を審査するため、市民協働推進会議を開催

回	開催日	内 容
第1回	令和3年 4月23日	協働事業提案制度令和4年度実施事業募集要項（案）について ◆令和4年度実施事業の募集要項について、書面で協議し、内容を決定した。
第2回	令和3年 8月6日	令和3年度協働事業提案事業の実施状況について ◆令和3年度協働事業提案事業団体の実施状況について報告を行った。 令和3年度協働事業提案事業の計画変更等について ◆コロナ禍の収束の見通しが立たない状況の中、計画の内容を変更せざるを得ない場合の対応の手順及び補助金の精算方法について、事務局案を協議し、決定した。
第3回	令和3年 11月10日	提案団体によるプレゼンテーション及び質疑応答 5団体 ◆推進会議委員に対し、新規提案団体（団体育成型）によるプレゼンテーション及び質疑応答を2団体、団体育成型（2年目）によるプレゼンテーションを及び質疑応答を1団体、事業継続団体（協働型事業2年目及び3年目）による質疑応答を2団体実施した。 ・プレゼンテーション時間：1団体15分以内 ・質疑応答時間：1団体10分

3 審査基準

令和4年度実施事業の審査は、武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき行われました。

協働型事業の継続事業については、新規提案時の提案内容と、実施計画書及び単年度収支予算書との間で整合性を確認し、大きな変更点等がないと認められる場合は、当該事業を採択すべき事業として選定するものとする。ただし、新規提案団体から説明を聴取した上で、協議により採択すべき事業として選定するかどうかを決定するものとなっています。協働型事業の継続事業は2事業あり、提案団体から説明を聴取したうえで、1事業については、継続すべき事業として、また、1事業については不採択すべき事業として決定しました。

協働型事業の新規提案事業、団体育成型事業及び行政テーマ型事業については、書類審査は原則として10事業を超える提案があった場合に実施するものとし、団体育成型3事業であったため、書類審査は実施せず、3事業をプレゼンテーション審査対象事業としました。プレゼンテーション審査では、提案団体によるプレゼンテーション及び質疑応答の内容を、審査要領に基づき審査し、その結果、評価点数が満点合計の6割以上となる事業を採択する協働事業として決定しました。

4 令和4年度実施事業の募集内容

※協働事業提案制度募集要項から抜粋

『武蔵村山市協働事業提案制度』では、市民活動団体の専門性や柔軟性等をいかした事業の提案を募集することにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目指していきます。

事業の提案は、『協働型事業部門』と『団体育成型部門』の2つの区分に加え、令和4年度実施事業より『行政テーマ型事業』を新設し、計3つの区分に分けて募集します。

提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付されます。なお、補助金の交付を受けた市民活動団体は、市担当課と連携を図りながら事業を推進していくこととなります。

*市民活動団体とは・・・武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人・ボランティア団体・自治会
その他自主的に社会貢献活動(当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る)を

募集の区分

協働型事業部門

市民活動団体が市と目的を共有し、市との役割分担、経費負担等について、企画立案から事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図る事業部門です。

事業を発展させていくことを前提に、3年計画で事業を企画し、提案していただきます。

1事業あたり、1年目は80万円、2年目は70万円、3年目は60万円を上限として補助金を交付します。

団体育成型事業部門

協働型事業の実施を目指す市民活動団体が単独で企画し、実施する事業部門です。

将来的に協働型事業部門への提案を目指している団体の企画力、事業遂行能力など基礎的な力を高めるための事業が対象となります。

1事業当たり対象となる経費の25万円を上限として補助金を交付します。

行政テーマ型事業部門

市から市民活動団体に提案してほしい協働事業のテーマに沿って、提案・企画し、市民活動団体が市と目的を共有し、市との役割分担、経費負担等について、企画立案から事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図る事業部門です。

対象となる事業

公益的な事業であって、

- ① 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業
- ② 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業
- ③ 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業
- ④ **3年間継続して実施することができる事業（協働型事業の場合）**
であり、次の4つのいずれかに該当する事業
- ⑤ 市民の地域活動への参画が促進される事業
- ⑥ 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業
- ⑦ 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業
- ⑧ 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業

対象とならない事業

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 同一の市民活動団体が3年度にわたって実施してきた協働事業と同一と認められる事業② 営利のみを目的とした事業③ 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業④ 学術的な研究のみを目的とした事業⑤ 調査のみを目的とした事業 | <ol style="list-style-type: none">⑥ 公の機関の補助により補助対象となっている事業⑦ 交流又は親睦のみを目的とした事業⑧ 宗教活動又は政治活動を目的とした事業⑨ 公の秩序又は善良の風俗に反する事業 |
|--|--|

5 令和4年度実施事業の審査結果及び理由

令和4年度実施事業の審査結果は、以下のとおりです。提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付され、令和4年度に、市の関係する所管課と連携を図りながら実施することになります。

提案事業の内容については、「6 令和4年度実施事業内容」を参照してください。

事業 番号	事業 部門	提案事業名	審査経過		審査結果	採択 順位
		提案団体名	第一次審査	第二次審査		
R 4 - 2	団体 育成型	子どもたちのココロとカラダの育成事業	通 過	通 過	採択と すべき事業	1 位
		あそびりぼ一場！				
	市担当課	なし				
	理 由					
<p>「発達境界域の子どもたち」には、行政の支援も無く、困っている保護者もいるため、その子どもたちの環境を整備することは、本市にとっても重要な課題です。その支援の場が少ない中、子どもや保護者に寄り添って支援している本事業の活動には、専門性も高く、又、支援する側の人材育成にも力を入れていて、その効果に期待できます。</p> <p>本事業を助成金の活用による一過性の事業としないよう、団体として、人的、財政的に強化していくことが必要です。今後、支援する専門家を増やすための活動や収益を得るための活動にも力を注ぎ、団体の基盤を強化し、継続して活動できる団体に発展していくことを期待します。</p>						
R 4 - 3	団体 育成型	ママトコフェスティバル～孤育てから心育てに～	通 過	通 過	採択と すべき事業	2 位
		ママトコ				
	市担当課	なし				
	理 由					
<p>高齢者に対しては色々な方面からの支援があるものの、子どもを育てる母親の悩みに対する支援が少ない中、家族の助けが得られない母親の孤立化を防ぐ一つ的手段として評価できます。子育てに対する不安や孤独から進行する、産後うつや育児ノイローゼにより引き起こす、児童虐待等が社会問題となっている中、交流・相談する場ができることは、社会とのつながりを感じられて、孤育ての解消に有効であると期待できます。</p> <p>本事業を助成金の活用による一過性の事業としないよう、団体として、財政的に強化していくことが必要です。今後、収益を得るための活動にも力を注ぎ、団体の基盤を強化し、継続して活動できる団体に発展していくことを期待します。</p>						

事業 番号	事業 部門	提 案 事 業 名	審 査 経 過		審 査 結 果	採 択 順 位
		提 案 団 体 名	第一次審査	第二次審査		
R 4 - 1	団 体 育 成 型	中高生ダンスイベント JOYINTO (ジョイント)	通 過	通 過	採 択 と す べ き 事 業	3 位
		L D I T シンジケート				
	市担当課	なし				
	理 由					
<p>ダンスが好きな中学生にとっては、進学意欲を高める一方策として評価できます。今後は、イベントの知名度を上げることが紹介する高校を増やすことにもつながり、進学先の選択肢が増えることにもなるので、広報の仕方にも期待します。</p> <p>一方、協働型に発展していく場合に、ダンスに特化した形では、学校や教育委員会側の協力面で課題が増す可能性があることから、今後の事業展開を幅広く考えていく必要があります。</p> <p>なお、生徒の様子や学校の雰囲気を知る手段としては、学校見学に代わるものとして、有用であると考えます。</p>						
R 4 - 4	協働型	むさむら ゴミ減大作戦	通 過	通 過	採 択 と す べ き 事 業	4 位
		MSP 村山サポートプロジェクト				
	市担当課	ごみ対策課				
	理 由					
<p>コロナ禍もあり、現在までリサイクルまつりの開催が見送られてきましたが、ゴミの削減に向けた、市民意識の改革方法の一つとしてこの活動を継続していることは評価できます。来年の10月からのごみ収集の有料化に向けて、ごみの減量化・資源化等についての広報等を担当課と連携して取り組むことに期待します。</p> <p>ただし、以前にも指摘したように、団体の活動は補助金に頼っている状態であり、市との協働事業終了までに自己財源を確保できるよう努めてください。</p> <p>また、多言語によるごみ収集のチラシ作成について、同じ国のかたでも理解度に差があるとのことなので、できるだけ多くのかたに理解してもらえよう工夫し、作成していただくことに期待します。</p>						
事業 番号	事業 部門	提 案 事 業 名	審 査 経 過		審 査 結 果	採 択 順 位
		提 案 団 体 名	第一次審査	第二次審査		
R 4 - 5	協働型	国際 F e s と文化交流	通 過	実 施	不 採 択 と す べ き 事 業	—
		地球や				
	市担当課	協働推進課				
理 由						

コロナ禍ということもあり、思うような活動ができない状況で、感染対策をして世界の料理教室は開催していることは評価する一方、当初の目的にある「音楽や文化を通じて国際交流を行い、互いの文化・伝統を知ること」が達成されていないことは、非常に残念です。対面での開催が難しい中でも、オンライン開催等、別の手法による開催の検討をすべきであり、又、過年度の実施内容にモンゴル国とのホストタウン交流を加えた事業展開を期待し、採択されていたため、残念です。

また、団体が今年度で協働型事業の2年目であることから考えると、財政を補助金に頼っている状態であることは、団体が財政的にも自立して、事業を拡大していくための展望が弱いと感じます。令和元年度の評価の際にも、支出と収入とのバランスが取れていない状況を見て、協働事業終了後に補助金が無くなったあとの効率的な事業運営について検討するよう指摘されています。本制度の意義を再確認するとともに、これまでの経験を活かし、今後の活動につなげてください。

6 令和4年度実施事業内容

提案団体から提出された事業提案企画書は、次のとおりです。

- (1) 中高ダンスイベント JOYINTO (ジョイント)
提案団体：LDIT シンジケート
市担当課：なし
- (2) 子どもたちのココロとカラダの育成事業
提案団体：あそびりぼー場！
市担当課：なし
- (3) ママトコフェスティバル～孤育てから心育てに～
提案団体：ママトコ
市担当課：なし
- (4) むさむら ゴミ減大作戦
提案団体：MSP 村山サポートプロジェクト
市担当課：ごみ対策課
- (5) 国際Fesと文化交流
提案団体：地球や
市担当課：協働推進課

資料編

資料 1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱

資料 2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿

資料 3 武蔵村山市協働事業提案制度における提案事業の審査要領

資料 4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

○武蔵村山市市民協働推進会議要綱

平成23年 8 月 3 日訓令（乙）第120号

改正

平成24年 3 月27日訓令乙第21号

平成25年 6 月26日訓令乙第114号

平成26年 4 月 7 日訓令乙第42号

平成27年 3 月30日訓令乙第38号

平成29年 6 月30日訓令乙第138号

令和 2 年 3 月31日訓令乙第62号

令和 3 年 3 月10日訓令乙第15号

武蔵村山市市民協働推進会議要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱（平成23年武蔵村山市訓令（乙）第119号。以下「実施要綱」という。）第19条第3項の規定に基づき、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）次に掲げるところにより市長が委嘱する者

ア 識見を有する者

イ 市民活動団体関係者

ウ 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会の代表者又は職員

エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員

オ 公募による市民（武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）

（2）協働推進部長及び企画財務部長の職にある者

（座長等）

第 3 条 推進会議に、座長及び副座長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、座長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(任期)

第5条 第2条第2項第1号の規定により市長が委嘱する委員の任期は、委嘱の日の属する年度に採択された協働事業について、実施要綱第19条第1項の規定に基づく市長の評価が完了した時をもって満了とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則 (平成24年3月27日訓令(乙)第21号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月26日訓令(乙)第114号)

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。

附 則 (平成26年4月7日訓令(乙)第42号)

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日訓令(乙)第38号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月30日訓令(乙)第138号)

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日訓令(乙)第62号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月10日訓令（乙）第15号）

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

資料2

○武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿（敬称略）

氏 名	選 出 区 分	備 考
田 中 敬 文	会議要綱第2条第2項第1号ア 識見を有する者	東京学芸大学教育学部准教授
鮫 島 由 美 子	会議要綱第2条第2項第1号イ 市民活動団体関係者	武蔵村山 NPO ネットワーク
野 崎 利 明	会議要綱第2条第2項第1号ウ (社)武蔵村山市社会福祉協議会の代表 者又は職員	(社)武蔵村山市社会福祉協議会
酒 井 一 成	会議要綱第2条第2項第1号エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員	武蔵村山市商工会事務局長
一 色 健 次	会議要綱第2条第2項第1号オ 公募による市民	公募による市民
金 澤 知 子	会議要綱第2条第2項第1号オ 公募による市民	公募による市民
島 津 恵 子	会議要綱第2条第2項第1号オ 公募による市民	公募による市民
瀬 口 圭 志	会議要綱第2条第2項第1号オ 公募による市民	公募による市民
雨 宮 則 和	会議要綱第2条第2項第2号 協働推進部長の職にある者	協働推進部長
神 子 武 己	会議要綱第2条第2項第2号 企画財務部長の職にある者	企画財務部長

武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

1 趣 旨

この要領は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱(平成23年武蔵村山市訓令(乙)第119号。以下「実施要綱」という。)第3条の規定に基づく提案について、実施要綱第9条の規定により市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)が当該提案事業の採択の適否の審査をするに際し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員

審査委員は、推進会議の委員とする。

3 審査方法

協働型事業の継続事業と、協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業は、審査方法を分けて実施する。

(1) 協働型事業の継続事業の審査方法

- ① 協働型事業の継続事業は、新規提案時の提案内容に基づき、実施要綱第6条第2項に定める書類を提出する。
- ② 審査委員は、当該書類の内容と新規提案時の提案内容の整合性を確認し、大きな変更点等がないと認められる場合は、当該事業を採択すべき事業として選定するものとする。ただし、新規提案時の提案内容と大きな変更点等があると認められる場合は、当該事業の提案団体から説明を聴取した上で、協議により採択すべき事業として選定するかどうかを決定する。

(2) 協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業の審査方法

① 書類審査

ア 審査の通則

協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業は、実施要綱第6条第1項に定める書類を提出する。そのうち、氏名、住所、年齢その他個人を特定する事項を秘匿した上で、当該書類について審査する。

イ 審査基準及び方法

審査は、書類の内容について審査委員が別表に掲げる審査基準により5点満点で評価する。

ウ プレゼンテーション審査対象事業の選定

各審査委員が評価した点数を集計し、合計点数が満点合計の5割以上の事業であり、上位10団体を目安にプレゼンテーション審査対象事業として選定する。ただし、5割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、プレゼンテーション審査対象事業とすることができる。

エ 審査の実施条件

書類審査を行うのは、10事業を超える提案があった場合とし、10事業未満だった場合は、原則として書類審査は行わず、全ての事業をプレゼンテーション審査対象事業として選定する。

オ 選定結果の通知

推進会議は、選定の結果について、提案団体に通知するものとする。

② プレゼンテーション審査

ア 審査の通則

書類審査により選定された提案事業について審査する。

イ 審査方法

提案団体からの公開プレゼンテーション及びこれに伴う質疑応答を市民協働推進会議において行う。

ウ プレゼンテーションを行う者

(ア) プレゼンテーションを行う者は、提案団体の代表者又はその関係者とする。

(イ) 複数の団体により共同して提案された事業である場合は、当該提案団体の間で、前号によるプレゼンテーションを行う者を調整するものとする。

エ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、実施要綱第6条第1項に掲げる書類の内容に関する説明を行うものとし、書類審査選定事業と関連性のないもの及び他の事業などに対する賛否を表明することはできない。

オ プレゼンテーションの方法等

(ア) プレゼンテーションは、事業ごとに行うものとする。

(イ) プレゼンテーションごとに当該説明に対する審査委員の質疑を行うものとする。

(ウ) プレゼンテーションの順序は、原則として実施要綱第3条の規定による提案の受付順とする。

(エ) プレゼンテーションの時間は、一事業当たり15分以内とする。

カ 審査基準

別表に掲げる審査基準により、審査委員が5点満点で評価する。

キ 採択すべき事業

前項審査基準により、各審査委員が評価した点数を集計し、各審査委員の合計点数が満点合計の6割以上の事業とする。ただし、6割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、採択すべき事業とすることができる。

ク 審査結果

(ア) 審査結果には、採択又は不採択についての理由を付するものとする。

(イ) 採択に当たっての条件を付することができるものとする。

(ウ) 審査結果の公表に当たっては、採択順位を付するものとする。

ケ 審査結果の通知

推進会議は、前項の規定による審査の結果について、提案団体に通知するものとする。

4 優先順位

採択は予算の範囲内で行うものとし、採択すべき事業の順位は協働型事業の継続事業を優先するものとする。

5 委任

前各項に定めるもののほか、武蔵村山市協働事業提案制度に基づく提案事業の審査について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

6 その他

(別表)

審査項目		審査基準	配点基準	
地域的・社会的課題、事業の目的	市の現状から考えられる課題	◎ 客観的データ等を把握し、市の現状を的確に捉えているか。 ◎ 抽出された課題は地域課題、社会的課題を合致し、市民のニーズを捉えているか。	十分に捉えている	5点
	事業目的と達成目標	◎ 事業目的は地域課題を解決するために、適切であるか。 ◎ 実現可能な目標が設定されているか。	おおむね捉えている 普通である あまり捉えていない 全く捉えていない	4点 3点 2点 1点
事業の内容	事業内容	◎ 課題解決の手法は、妥当性、先駆性、独創性等があるか。 ◎ 地域課題を効果的・効率的に解決する事業内容となっているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
	事業効果	◎ 市民の満足度が高まり、具体的な効果・成果（質の高い又は多様なサービス等を受けることなど）が期待できるか。	十分に期待できる おおむね期待できる 普通である あまり期待できない 全く期待できない	5点 4点 3点 2点 1点
	実施体制	◎ 事業を実施する上で必要な知識や経験を有した人員が確保されているか。 ◎ 課題解決に向け、地域等との必要な連携が図られているか。 ◎ 事業を実施する上で適切な人員数が確保されているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
	スケジュール	◎ 計画どおりに実施が可能であるか。 ◎ 設定した目標を達成できるような計画的なスケジュールが組まれているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
協働の必要性	◎ 提案団体と市が協働することにより事業をより効果的（お互いを補完したり、お互いの特性を発揮することにより効果的な実施が可能になるなど）に行うことが期待できるか。	十分に期待できる おおむね期待できる 普通である あまり期待できない 全く期待できない	5点 4点 3点 2点 1点	

	協働の 役割分担	<p>◎ 提案団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。</p> <p>◎ 行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。</p>	<p>充分に感じられる 5点</p> <p>おおむね感じられる 4点</p> <p>普通である 3点</p> <p>あまり感じられない 2点</p> <p>全く感じられない 1点</p>
中長期計画	継続能力	<p>◎ 提案した事業を継続していくために、組織の成長・自立を考えた中長期的な展望を持っているか。</p> <p>◎ 団体自ら資金や人材の確保に努めているか。</p> <p>◎ 将来的な事業継続の見込みは感じられるか。</p>	<p>充分に感じられる 5点</p> <p>おおむね感じられる 4点</p> <p>普通である 3点</p> <p>あまり感じられない 2点</p> <p>全く感じられない 1点</p>

(委員一人あたり45点満点)

○武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

平成23年8月3日訓令（乙）第119号

改正

平成24年3月27日訓令乙第21号
平成25年3月15日訓令乙第7号
平成25年6月14日訓令乙第107号
平成26年3月3日訓令乙第8号
平成27年3月31日訓令乙第42号
平成29年5月25日訓令乙第113号
平成30年4月25日訓令乙第80号
平成31年4月25日訓令乙第51号
令和2年8月20日訓令乙第183号

武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市民活動団体から提案のあった協働事業の実施に関し必要な手続等を定めることにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、もって暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「市民活動団体」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1） 武蔵村山市内を主な活動範囲としていること。
- （2） 定款、規約、会則等を有し、かつ、会員名簿を備えていること。
- （3） 5人以上の者で組織されていること。
- （4） 次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けているもの又はその構成員の統制の下にあるもの

2 この要綱において「協働事業」とは、協働型事業及び団体育成型事業であって、この要綱に定めるところにより武蔵村山市（以下「市」という。）から補助金の交付を受けて行うものをいう。

3 この要綱において「協働型事業」とは、市民活動団体がその専門性、柔軟性等をいかして実施する公益性の高い事業であって、当該事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図るものをいう。

4 この要綱において「団体育成型事業」とは、協働型事業の実施を目指す市民活動団体の企画力及び事業遂行能力の向上に資する公益性の高い事業であって、市民活動団体が単独で企画し、及び実施するものをいう。

（推進会議の設置）

第3条 第10条第1項の規定による審査及び第19条第1項の規定による評価を行う機関として、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の求めに応じ市民協働の推進に関し必要な事項を協議して、その結果を市長に報告するものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（協働事業の提案）

第4条 市民活動団体は、市長に対して、協働事業の実施について提案することができる。ただし、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において二以上の協働事業を実施することとなる提案をすることはできない。

- 2 協働事業の実施についての提案は、市長が行う公募に応じて行わなければならない。
- 3 協働事業としてその実施について提案することができる事業は、第1号から第3号までのいずれにも該当する事業であって、かつ、第4号から第7号までのいずれかに該当するものとする。
 - (1) 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業
 - (2) 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業
 - (3) 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業
 - (4) 市民の地域活動への参画が促進される事業
 - (5) 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業
 - (6) 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業
 - (7) 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、同項の規定による提案の対象としない。
 - (1) 現に協働事業として実施された事業と同一と認められる事業（同一の市民活動団体が実施したものに限る。）
 - (2) 営利のみを目的とした事業
 - (3) 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業
 - (4) 学術的な研究のみを目的とした事業
 - (5) 調査のみを目的とした事業
 - (6) 公の機関の補助対象となっている事業
 - (7) 交流又は親睦のみを目的とした事業
 - (8) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
 - (9) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業

（協働事業の期間）

第5条 協働事業の実施期間は、協働型事業にあつては三年度（前条第2項の規定による公募が行われなかった年度を除く。）にわたる期間とし、団体育成型事業にあつては一の年度にわたる期間とする。ただし、団体育成型事業については、当該事業を実施した後、自主的な社会貢献活動のため、再度、同一の事業を実施しようとする場合、一度に限り、協働型事業としての採択を受けることができる。

（事業の公募）

第6条 市長は、協働事業の実施についての提案を募集しようとするときは、あらかじめ、公募の期間、選考審査の基準その他公募に必要な事項を規定した募集要項（以下単に「募集要項」という。）を定め、これを公表しなければならない。

（提案の手續）

第7条 協働事業の実施についての提案は、次に掲げる書類を募集要項に定める期日までにボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）を經由して市長に提出することにより行うものとする。

- （1） 協働事業提案制度提案書（第1号様式）
- （2） 協働事業提案制度企画書（第2号様式）
- （3） 協働事業提案制度収支予算書（第3号様式）
- （4） 提案団体概要書（第4号様式）
- （5） 前各号に掲げるもののほか、募集要項に定める書類

2 協働型事業における二年度目以降の事業については、次に掲げる書類を別に定める期日までに市長に提出するものとする。

- （1） 協働事業提案制度実施計画書（第5号様式）
- （2） 協働事業提案制度単年度収支予算書（第6号様式）

（担当課の決定及び事前調整）

第8条 市長は、前条の規定による提案があったときは、速やかに当該提案に係る事業を担当する課（以下「担当課」という。）を定め、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受領した担当課は、速やかに前条の規定による提案をした団体（以下「提案団体」という。）及びセンターとの事前調整を行い、提案内容を確定し、市長に提出しなければならない。

（提案の辞退）

第9条 提案団体は、やむを得ない事情により提案を辞退する必要があるときは、その旨を書面により市長へ提出しなければならない。

2 前項の書面の提出期限は、審査に係る推進会議が開催される日の7日前までとする。

（審査）

第10条 市長は、第7条の規定による提案があったときは、推進会議にその内容を審査させ、当該提案に係る協働事業の採択の適否について報告させるものとする。

2 審査に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

(採択事業の決定)

第11条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、当該提案を受けた事業の候補とされるべき事業（以下「採択候補事業」という。）とするか否かを決定するものとする。この場合において、市長は、当該提案を受けた事業を採択候補事業としたときは、提案団体に対し通知するものとする。

2 前項後段の規定による通知を受けた提案団体は、当該事業の実施に備えなければならない。

3 担当課は、前項の実施団体の取組に協力しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により採択候補事業とした事業について、その補助要する予算が議会で議決されたときは、当該事業を協働事業として採択するか否かを決定するものとする。

(決定の通知)

第12条 市長は、前条の規定による提案を受けた事業について、前条第1項に規定する採択候補事業としなかったとき又は同条第4項の規定により共同事業として採択し、もしくは不採択としたときは、協働事業提案制度採択（不採択）通知書（第7号様式）により、提案団体に通知するものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、提案団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第11条の規定による採択の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。

(2) 市民活動団体に該当しなくなったとき。

(3) その他協働事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）として市長が適当でないと認めるとき。

(団体概要の変更)

第14条 提案団体は、やむを得ない事由により提案団体概要書の内容に変更が生じたときは、提案団体概要変更届（第8号様式）を速やかに市長に提出し、推進会議において承認を受けなければならない。

(事業の実施時期)

第15条 実施団体は、第12条の規定により採択することに決定された協働事業の実施に関し、市が新たに予算措置を講ずる必要がある場合においては、市が必要な予算措置を講じた後でなければ、当該協働事業を実施してはならない。

(予算措置)

第16条 協働事業の実施に関し必要な予算は、協働推進課が計上するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、募集要項に定める補助対象について、実施団体に対し、当該協働事業の実施に関する経費の補助として、別に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

(事業報告)

第18条 実施団体は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 協働事業提案制度事業結果報告書 (第9号様式)

(2) 協働事業自己評価書 (第10号様式)

(3) 協働事業提案制度収支決算書 (第11号様式)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市担当課は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、前項第2号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

3 実施団体は、市長又は推進会議から求められた場合は、事業実施年度の途中で事業の状況報告を行わなければならない。

(事業の評価)

第19条 市長は、前条第1項の規定による書類の提出があったときは、推進会議の意見を聴いた上で、当該報告に係る協働事業の評価を行うものとする。

2 推進会議は、前項の規定による当該報告に係る事業の評価について求めがあったときは、前条の規定により提出された書類及び次項の規定による説明の聴取の結果を踏まえ、市長に報告するものとする。

3 推進会議は、実施団体の代表者又は関係者及び担当課の職員を会議に出席させて、説明を聴取することができる。この場合において、当該説明の聴取及びこれに伴う質疑は、原則として公開するものとする。

4 評価に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

5 市長は、第1項の規定により評価を行ったときは、協働事業提案制度評価通知書 (第12号様式) を実施団体に交付するものとする。

(公表)

第20条 市長は、各年度において、前年度に実施された実施事業の内容及び実施状況、前条の規定による評価の結果等を公表するものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱の廃止)

武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱(平成21年武蔵村山市訓令(乙)第91号)は、廃止する。

附 則(平成24年3月27日訓令(乙)第21号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月15日訓令(乙)第7号)

この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

附 則(平成25年6月14日訓令(乙)第107号)

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

附 則(平成26年3月3日訓令(乙)第8号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱第11条の規定は、平成26年4月1日以後に採択の決定を行った協働事業について適用する。

附 則(平成27年3月31日訓令(乙)第42号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱第13条の規定は、平成27年4月1日以後に採択を行った協働事業について適用する。

3 平成27年度に2年目の事業提案を行う団体については、当該年度に係る補助金の限度額を800,000円、翌年度に係る補助金の限度額を700,000円とし、平成27年度に3年目の事業提案を行う団体については、当該年度に係る補助金の限度額を700,000円とする。

附 則(平成29年5月25日訓令(乙)第113号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第6条の規定は、平成29年6月1日以後に新たに提出される協働事業の実施に係る提案について適用し、同日以前に提出される提案については、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月25日訓令（乙）第80号）

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（平成30年4月25日訓令（乙）第51号）

この要綱は、平成30年4月25日から施行し、同月1日から適用する。

附 則（令和2年8月20日訓令（乙）第183号）

この要綱は、令和2年8月20日から施行し、改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

武蔵村山市協働事業提案制度
令和3年度実施事業審査報告書

令和4年3月

武蔵村山市市民協働推進会議